

第3回情報公開委員会議事概要

平成19年9月19日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成19年8月21日(火) 14:00～15:30
2. 場所 財団法人日本航空協会 航空会館 5階 502会議室
(東京都港区新橋1-18-1)
3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員長代理 棟居 快行 大阪大学大学院高等司法研究科 教授
委員 浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科 教授
委員 市村 元 テレビュー福島 常務取締役
委員 高後 元彦 弁護士
委員 鈴木 秀美 大阪大学大学院高等司法研究科 教授
委員 高橋 明男 大阪大学大学院法学研究科 教授
委員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議題 (1) 平成18年度開示請求対応状況について
(2) 検討部会の開催状況について
(3) その他
5. 配布資料
情公3-1 平成18年度の情報公開法施行状況について
情公3-2 検討部会の開催状況について
6. 議事要旨
(1) 平成18年度の情報公開法施行状況について
事務局から、配布資料 情公3-1に基づき説明した。質疑内容の概要は以下のとおり。
(委員) 国との受託契約においても、予定価格が類推されるおそれがあるとして、不開示とする情報があることにつき、国と独立行政法人という公的機関同士の間でも同様なことがあるのか。
(機構) 受託契約書には、機構が受託する業務の内訳とその積算等が記載されている。機構が受託業務を実施する際、受託業務の一部を機構から外部へ再委託することがある。この場合は、積算金額が当該委託契約の予算金額に相当することがある。また、積算に記載された単価等が同種、類似の契約の予定価格の類推させるおそれがある。

(委員) 補正ができるのは、情報公開法では、開示請求書に「形式上の不備」があると認めるときと定められている。施行状況による

と、機構ではほとんどの案件で補正が行われているが、それほど形式的に不完全な場合が多いのか。また、補正が多いのはどういう理由からか。

(機構) 機構への開示請求は、ほとんどが郵送で行われているが、郵送でなされる開示請求では、具体的な文書名が記載されているものはほとんどない。このため、請求がなされてから、請求者と連絡を取り、可能な範囲で請求目的などを確認した上で、文書リストを提示し、請求対象とする文書を選択していただいている。その際、開示請求手数料に不足がある場合には追納をお願いしている。機構では、これらの手続きを法第4条2項による補正として行っている。

(委員) 開示請求が制限されることがあるのか。

(機構) 情報公開法上は、請求者に対して請求の目的や開示された文書の使途等について何ら制限は設けられていない。

(委員) 著作権の関係で情報提供ができなかった事案とは、どのようなものか。

(機構) 機構の公開資料として登録手続きを行った際、公開文献から転載した情報が引用の範囲を越すおそれがあるとの指摘があり、登録に至らなかったものである。

(委員) 開示請求により開示した文書は、公開文書として情報提供するのか。

(機構) 開示請求を受け、開示した文書であっても、当該同一文書に対して閲覧等を行いたいとの依頼があった場合には、再度、法律に基づく開示請求手続きをお願いしている。

(2) 検討部会の開催状況について

事務局から、配付資料 情公3-2に基づき、第2回情報公開委員会(平成18年7月26日開催)以降の検討部会での検討・審議内容について報告があった。

(3) その他

委員から、機構職員の電子メールアドレスが記載された文書に対して開示請求があった場合の、電子メールアドレスの取扱いについて質問があった。これに対し、事務局から、機構では職員個人の電子メールアドレスは慣行として公にされていないので、不開示としている旨、回答した。

以上